

R683.03-N77ㄅ



1200500767509

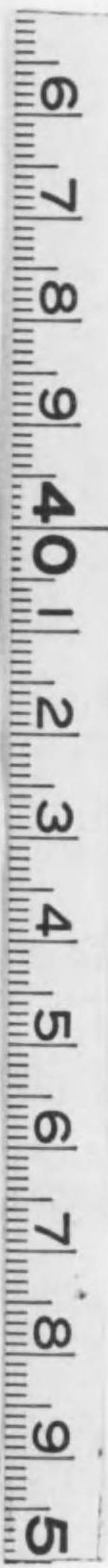
58303

177



日本海事振興會要覽

同會編



始



9
2

昭和十八年七月

印刷代價

日本海事振興會要覽

法人團 日本海事振興會

R
683.03
N77



目次

第二	日本海運振興會の使命	一
第二	日本海運振興會の沿革	二
第三	日本海運振興會の事業	三
第四	日本海運振興會の機構	四
附	錄	
一、	財團法人日本海運振興會寄附行為	一八
二、	理事、監事氏名	二〇
三、	評議員氏名	二二

發行所寄贈本



第一、日本海事振興會の使命

大東亞戰爭は今や決戦連續の段階に入り、深刻なる長期戦へと移行した。

我大日本帝國は大威威の下、勇猛果敢なる海陸將兵の奮闘力戦により、緒戦以來赫赫たる戦果を収め、廣大なる地域に亘つて所要の作戦據點を殿定し、武力戦に於ける不敗の態勢を整へ得るに至つた。

乍併長期戦は巨大なる消耗を伴ふものであつて武力戦戦なると共に補給戦であり、生産戦である。

敵米英はその豊富なる資源と尨大なる生産力とを以て、戦力擴充に狂奔しつゝあるが、之に對して最後の勝利を得んが爲には我國に於ても急速なる生産力の増強を計ることが絶対に必要なることをまたない。

日毎が皇國の興廢を決する現段階に於て、軍隊兵器の輸送、軍需物資の補給、生産力増強物資の運輸、銃後國民必需物資の運送、或は又皇國を核心とする大東亞共榮圈の有機的結合を圖り、物資の交流を確保し、産業の建設を促進する爲にも、之が根底を爲すものは一に懸つて海上輸送力の確保維持にあると言はねばならぬ。

日本海事振興會は、斯る皇國興廢の鍵鑰を握る海運並に之が増強の培源たる造船の重大使命に鑑み、政府と表裏一體の關係に於て、海運、造船に關する組織的且綜合的なる調査研究を爲し以て國策に貢獻すると同時に機關新聞、機關雜誌、其他適切有効なる手段により國民一般に海事思想を鼓吹普及し、國運の進展に寄與せんとするものである。

第二、日本海事振興會の沿革

諸外國に於ては、從來國營又は公營の機關を設けて海運、造船事業の國策的調査研究に従事しておりたるも四面環海にして特に其の必要あるに關らず我邦に於ては未だ公的機關の見るべきものなく、業者各自が企業的調査を爲し居りたるに過ぎなかつたのである。

茲に於て海事に關する組織的、綜合的調査研究機關の設置が、夙に關係各方面に提唱せられて居たのであるが、昭和十四年春、財團法人日本海事振興會の設立のことが決定し、鹽野遞信大臣の下に於てその具體案作成に着手せられたのである。

其の後田邊、永井、勝三大臣時代に於ても、本會設立に關する協議が引續き行はれたが、當時に於ては未

だその機熟せずして、成立を見るまでに至らなかつたのである。

昭和十五年夏、村田省藏氏遞信大臣に就任せらるゝや急速に本會の設立は促進せられ、同年九月二十一日遞信大臣官邸に海運、造船兩業者有志の參集を求められ、本會設立實現方に關し協議が行はれたのである。

爾後引續き數回に亘り小委員會を開催、遂に昭和十五年十一月九日設立總會を開催、村田省藏氏を會長とし戸田貞次郎氏を専務理事として、財團法人日本海事振興會はここにその第一歩を踏出す運びとなつたのである。

その後一年有餘、日本海事振興會は、我國海事振興に關し種々盡力し來つたが、大東亞戰爭勃發に及び、海運界の使命は益々重大を加へ、我國海運造船界も

967
265

舉て世紀の聖業に挺身する事となつたので、日本海事振興會に於ても、眞に國家目的に即應し、大東亞戰爭完遂に邁進すべく、その機構を改革し、人員を整備擴充して積極的活動をなす事となり、昭和十七年八月、會長に元大藏大臣河田烈氏を、理事長に日本郵船常務取締役和田二郎氏を迎へて本會の改組を斷行し、事業の劃期的擴充に着手したのである。

尙本會は主要船會社及び造船會社の寄附金に依り運営されてゐて、昭和十八年六月卅日現在の寄附申込金額並に拂込金額は左の通りである。

寄附申込金額	
船會社 (五一社分)	一三、二二〇、〇〇〇圓
造船會社 (一四社分)	二、〇〇〇、〇〇〇圓
計	一五、二二〇、〇〇〇圓

寄附拂込金額

船會社	一〇、七〇一、〇〇〇圓
造船會社	一、一〇一、〇〇〇圓
計	一一、八〇二、〇〇〇圓

第三、日本海事振興會の事業

前述の本會使命達成の爲、本會は寄附行爲第三條により左の如き事業を遂行せんとするものである。

- 一、海事に關する調査及研究
 - イ、海事一般に關する事項
 - 1 海事に關する資料の蒐集及整理
 - 2 海事關係諸統計の作成
 - 3 海事關係法規の調査研究
 - 4 海事政策の調査研究

- 5 海外に於ける海事情報機關の設置
- 、海運經營に關する事項
 - 1 海運市況の調査
 - 2 國際貿易並に荷動狀況調査
 - 3 船腹供給狀況調査
 - 4 航路網の調査研究
 - 5 海運經營に關する調査研究
 - 6 海上保險の調査研究
 - 7 海事金融の調査研究
- ハ、造船經營並に技術に關する事項
 - 1 造船狀況の調査
 - 2 造船の經營に關する調査研究
 - 3 造船金融の調査研究
 - 4 技術の公開融通に關する調査

- 5 造船用資材の調査研究
- 6 船舶建造に關する調査研究
- 7 船舶燃料に關する調査研究
- 8 船舶安全施設の調査研究
- ニ、海務に關する事項
 - 1 海上實務に關する調査研究
 - 2 港灣施設の調査研究
 - 3 貨物の積付包装並に荷役に關する調査研究
 - 4 海洋並に海洋氣象に關する調査研究
 - 5 海難に關する調査研究
- 二、船舶科學の研究に必要な設備の建設
- 三、海事思想の普及並學術技藝の振興
 - 1 海事博物館並に圖書館の設立
 - 海事圖書文献の調査

- ハ 船舶の實地見學
- ニ 海洋文化の調査研究
- ホ 海事に關する講演、講座
- ヘ 映畫、ラヂオ放送、紙芝居等に依る宣傳
- 四、海事に關する事業又は研究の補助獎勵
 - イ 海事に關する改良及發明の助成
 - ロ 海事思想普及宣傳の補助獎勵
 - ハ 其他適當と認むる事業又は研究の補助獎勵
- 五、海事に關する新聞其他刊行物の發行
 - イ 『日本海事新聞』の刊行
 - ロ 海事關係の雜誌、圖書の刊行
 - ハ 海事年鑑、海事法令集の刊行
 - ニ 統計及報告の公表
- 六、其他本會の目的達成に必要な事業

大東亞戰爭も愈々決戦態勢の時機に突入し、今や我國は總力を擧げて軍需生産増強に邁進せねばならぬ時である。随つて右に述べたる本會の事業も之に照應したる部門に重點を置くこととした。

現在着手せるもの、並に近き將來着手せんとする主なる事業は次の如きものである。

(一) 海事振興調査會の開催

海上輸送力が戦を決する今日の世界情勢に際し、日本海事振興會は一般海事に關する諸問題を有機的、且つ総合的に調査研究し、以て海運造船諸施策に資する目的を以て、本會自身の調査研究とは別個に、海事振興調査會を設け戦時下急速に解決を要すべき諸問題に付情報交換、研究の成果報告、並に之に對する討議を行ふ事とし、海運、造船等各方面に於て第一線に立

ちて日夜奮闘し居らるゝ實務家諸氏に委員を委嘱し、毎週一回定期に會合を開催し、海運、造船並に之に重大關係を有する諸問題に付き徹底的に調査研究し、最も適切な結論、並に方策を探究し、以て海運報國の一助に資すると共に、延ては大東亞戰爭完遂、大東亞共榮圈確立の國策に寄與せん事を期しつゝあり。第一回會合は昭和十七年十月開催爾來毎週繼續しつゝある又別に委員を補佐する幹事を委嘱し毎週一回定期に會合し熱心に海運關係の調査研究を進めて居る。更に本調査會は専門委員に委嘱して共榮圈海運部門、海運政策部門、港灣部門、造船部門、船員部門等の各分科委員會を組織し、着々成果を擧げつゝあるのである。

(二) 日本海運新聞の發

一、誕生の経緯と使命

をなす

ニ 海運關係者の正しき意向を政府に傳へる媒介體たらしむ

ホ 海運振興の基礎確立を期す

以上の五大目標を掲げて昭和十七年十二月八日大詔發の記念日を期して創刊號を發行し日刊新聞として發足、即ち聖戰達成への一翼を擔つて居るのである。天の浮橋の昔より神州日本の國是は「海洋立國」である。爾來幾多歴史的變遷は經たが、今こそ本然の姿に返り八紘爲宇の大理想を顯現すべき秋に當り本紙の使命は頗る重大なるものがある。

二、新聞發行事務局の性格と機構

日本海運新聞の重大なる使命に鑑み、これを單に日本海運振興會の一部局として設置する事とせず、外局

戰爭遂行と一體の關係におかれた海運の増強こそは戰爭完勝の最捷徑であり、大東亞建設への大道である茲に於て海務院當局が強力にして斯界を啓蒙指導するに足る國策新聞の刊行を發意、情報局、日本新聞會一致の支援に基き、言論機關の戰爭即應態勢確立を機として、從來ありし海運貿易新聞(東京)日本海運新聞(神戸)其他を統合して「日本海運新聞」を創刊、當日本海運振興會に於て之を發行する事となり新聞事業令第三條並に同施行規則第三條による許可を受け

せしむ

ロ 海運關係者の指針となるべき海運關係事項を周知

せしむ

ハ 海運進展に誤りなきを期するため常に正しき指導

として「日本海運新聞發行事務局」を設け、別掲機構の如く日本海運新聞の事業主兼持主は會長之に當り、理事長直屬として事務總長を置き新聞事務を總理し之を輔佐する職名を主幹とし總務、編輯、業務、工務の四局制をとり、局に局長を置き總務を兼任せしめ、別に専任總務を置き局には課、係を設けて機構の簡素化と、一貫性を明確にし、事務局運営の機關として審議會、幹部會を設けた。

職員表……は會長、理事長、事務總長、主幹を以て構成、必要ある場合は總務、局長をも参加せしめ

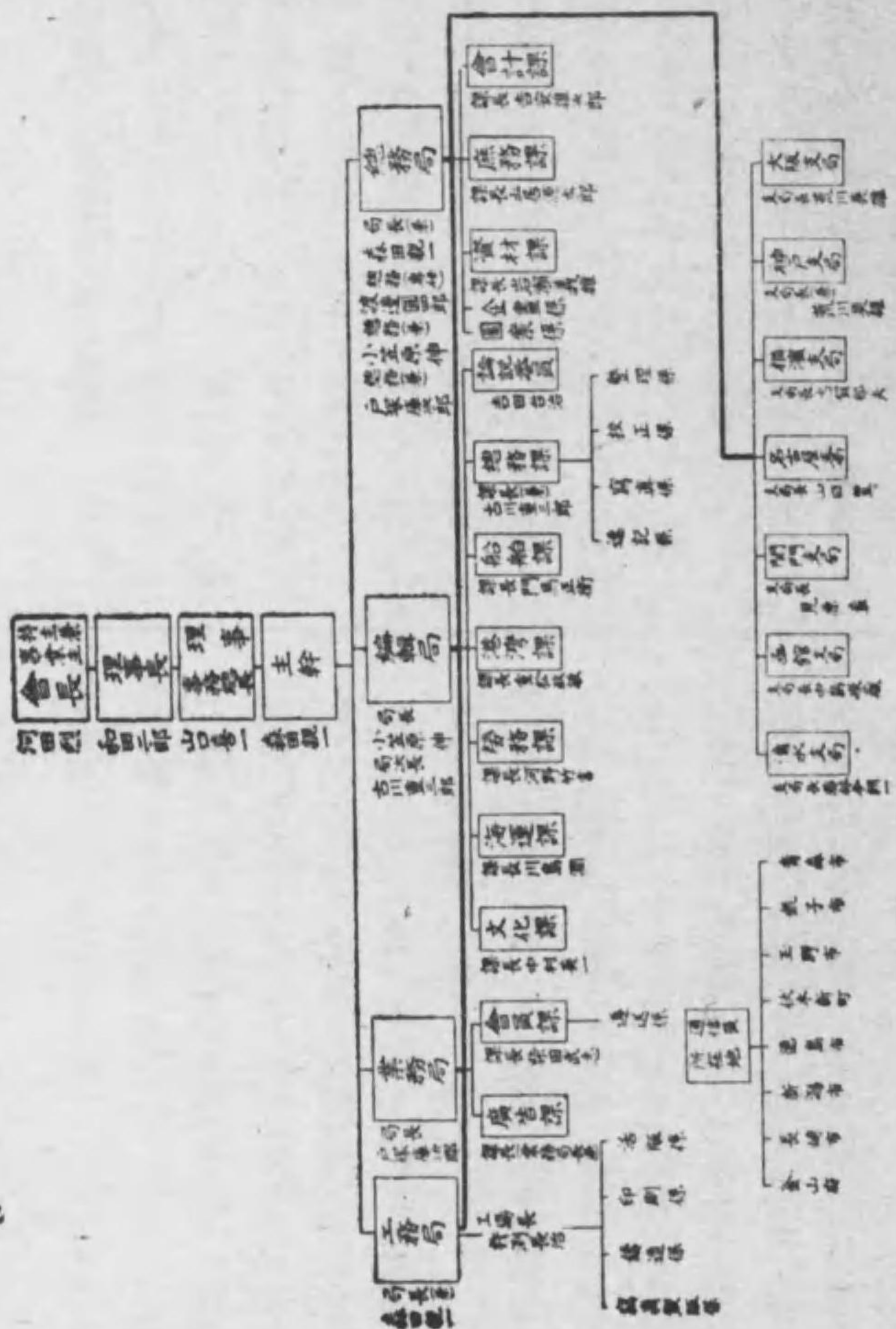
(一) 事務局の運営に關する最高方針 (二) 發言及決算 (三) 主なる規定

の制定及廢止 (四) 主なる事務局職員の任免 (五) 前項の外重要なる事項

を審議決定するもので、會長自ら審議院に當るのである。

幹部會……は事務總長、主幹、總務を以て構成

日本海事新聞發行事務局機構



- (一) 本新聞發行者の組織事項
- (二) 各局の業務及決算
- (三) 編輯の編定、變更及廢止
- (四) 前項の外必要なりと認むる事項を審議するもので事務局長が招集被命する。

以上の如く事務局の性格は財團法人、即ち公益法人であり、機構も亦頗る明朗にして新聞新體制の理論を實踐化したものである。

新聞の性格としては讀者を會員制度とする點他の一般新聞と異なるのであるが其の會員の範圍は

- (一) 日本海事振興會々員
- (二) 海事關係者
- (三) 學術研究のため特に必要ありと認められるものに集約されて居るが、海事關係事業の廣汎さと近時勃興しつゝある海事研究者の激増により會員層は巨大な數字に上つて居る。

三、現況

幹部職員採用に當つては特に日本新聞會の眞摯なる斡旋により何れも有能達識の士が海事界の重要性に感起され白紙微用の覺悟にて挺身、常に研磨を怠らず清新なる創意工夫に明け暮れ、然かも全職員は本紙の重要使命を體得一丸となつて日夜健闘を續けてゐる。かくして業績も着々あがり創刊以來僅かに半歳にして通信網も一應整備目下國內に於ては海務局、同支局所在地に、外地並に大東亞共榮圈内諸地域には夫々樞要なる地を選び支局或は通信員の設置、任命を急ぎつゝあり、一方讀者(會員)も日に月に激増して國內の海事關係者は勿論、外地更に南方諸地域よりも申込み相次ぎ、關係業者の殆んど全面的に一應行き直り、日常執務の好伴侶として好評を博して居る。

(三) 船舶研究部及技術委員會の開設

本會豫定事業の一たる造船經營並に技術に關する各種事項の調査研究をなし且その成果の實現化を計る爲昭和十八年四月船舶研究部、六月技術委員會の開設を見るに至つた、研究部の運営要綱は次の通りであるが直ちに之が全面的遂行は困難なるを以て、順次機構陣容を整備擴充し、一面技術委員會の權威ある審議と相俟つて、當面急を要する問題から着手し、必要に應じ夫々臨時専門委員會を設け着々結論を得て行く方針である。

なほ船舶科學の研究に必要な設備の建設は素より本會事業目的の一なるが現下の情勢に於ては不可能に近きを以て差當り現存する設備を活用し、官民各方面と連繫を保ちそれ等個々の調査研究資料を蒐集綜合し

以て科學技術の進歩向上に資せんとするものである。

船舶研究部運営要綱

- 一、陸軍、海軍、逓信省、船舶運營會、日本海運協會、船主、造船統制會、造船所其他海事團體等の船舶技術に關する諮問事項其他重要事項に付調査研究を行ひ、一方技術委員會を組織し速かに其成案を得て答申の上其實現化を計ること。
- 二、船舶の建造に關しては豫め諸般の調査研究を行ひ必要に應じては船舶の基本設計をなし各造船所各船主の重複せる調査計畫設計事務の簡捷を計ること。
- 三、船主造船所其他關係方面と連絡を保ち其經驗を徵し既成船舶の性能、故障、損傷、海難に關し調査研究を行ひ資料を作製し以て船舶の改善に資すると共に其實現化を計ること。

面に發表し又秘密事項は特別關係方面に通知すること。

船舶試験所、學府試験所、各造船所の試験場其他各研究機關と密接なる連繫を保ち内外新事實の紹介をなし以て技術の交流に努むること。

(四) 月刊雜誌並に海事圖書の發行

海事新聞の發行と併行して國策方針を浸潤徹底せしむると共に海事業者の輿論を代表する一方、海事に關する専門的研究の發表を目的として研究雜誌「海運」を發行、更に國民特に青少年層に對し海事思想を鼓吹する爲目下普及雜誌「海と船」の發行を企畫中である尙從來海事彙報社に依り發行され來つた海事年鑑並に海事法令集も今後當會の手により發行すべく企畫中である。

四、官廳研究所、學府、民間研究所、造船協會、日本機械學會其他必要なる各種學會並に關係工場と連絡を保ち學理と實際技術との緊密なる連繫を計り研究を單に研究に終らしめず之が實用化を促進すること

五、船舶の艤裝品並に直接又は間接に使用する各種資材、補助材、代用材、燃料、製品等に關し業者と連絡を保ち其の改良發達を計る爲調査研究を行ひ速に其成果を擧ぐることに。

六、船舶に關する各種發明、考案計畫等に付き關係者の相談に應じ且之が助成又は其普及を計ること。

七、廣く船舶に關する内外圖書を蒐集し關係者の參考に供し又文獻を調査して有益なる事項に對し更に研究を進め技術の進歩發達を計ること。

八、前各項に於ける調査研究の結果は遲滞なく關係方

(イ) 機關誌「海運」

政府の報導機關整理統合方針に則り情報局並に海務院の熱烈なる御徳應に應へ、從來發行され來れる海事關係研究諸雜誌の自發的廢刊によつて新に左記の如く海事一般の調査、研究、論議、其他の記事を掲載せる高級雜誌「海運」を本會に於て發行する事となつた。出版事業令第三條の許可を受け去の五月新裝成れる創刊號を發行するに至つた趣旨も本會に負何された重要使命遂行のための一方法に外ならぬ。

即ち國策方針を浸潤徹底せしむるとともに關係業者の指針となるべき經濟、技術、學術、研究、内外調査資料、其他海事々項を周知せしめ、我國海事振興に寄與せんとするもので、其編輯方針はあく迄現下の海運が海運界丈の海運ではなく、廣く國家の海運であると

言ふ國家的使命に立脚、從來の海運雜誌の理念と異る
 獨自の經營理念の下に編輯に當つて居る。

幸當局並に諸賢の御支援を得て發行部數も遂次増加の一途を辿りつつあり益々調査研究の一助として本誌を御活用の上本會の使命達成に猶一層の御後援指導を賜らんことを切望する次第である。

記

- 一、題號 海運
 - 二、體裁 B列五號 每號一三〇頁内外
 - 三、發行時期 月一回一日
 - 四、掲載事項 海運、造船、港灣、海員、海上保險
 其他海事一般に關する論說、研究、調査資料等
- (ロ) 普及雜誌「海と船」
 研究雜誌海運と併行前述の如く國民特に青少年に海

事思想を鼓吹せんとするを目的として情報局並に海務院の御支援の下に目下大阪商船株式會社發行「海」其他を統合の上普及雜誌「海と船」の發行を企畫中にして本年九月頃創刊號發行の豫定である。

(ハ) 海事年鑑

從來海事彙報社に於て毎年一回發行せられ第二十六輯まで版を重ねられたるも本年度(第二十七輯)より本會に於て繼承、編纂發行することとなり目下調査部に於て鋭意編纂中にして、本年十一月頃發行の豫定である。

(ニ) 海事法令集

從來遞信省に於て編纂、海事彙報社に於て發行され來れる海事法令集(加除式)は昨年海事彙報社解散以來追録加除中絶し利用者の不利不便甚だしきものあり

たるも今般本會に於て之を繼續することとなり目下調査部に於て鋭意整備中にして近く追録加除發行の豫定である。

(三) 海洋圖書館の設置と海事圖書文獻の調査

我國民の海事思想の普及並に海洋に關する知識の向上及學術技藝の振興と海洋文化の發達を圖るため組織的且永續的に不斷の活動を爲し得る國家的當設機關の設置は、國策上緊急且必要なるものである。

茲に於て日本海事振興會は海洋圖書館を設置し海洋に關する内外古今の圖書、資料を蒐集整理して公衆の閱覽に供すると共に海事圖書文獻の保有に力め、又時に講演會、講習會、展覽會、映畫會を開催する等只管所期の目的達成に努め更に海運、造船、水産その他海に關する凡ゆる事項に關し、専門家、研究者に資料を

供し以てその調査研究を援助せんとするものである。

尚右圖書設置の準備を進むると共に、當面の事業として官費、學校、圖書館研究所、會社等關係各方面援助の下に海運圖書文獻を調査して詳細且完全なる目錄を作成し、以て關係方面の調査、研究に資與すべく目下折衝努力中である。

第四、日本海事振興會の機構

(一) 會 員

本會寄附行爲第五條には、本會の趣旨を賛し、且相當の資産を寄附したる者は賛助會員とする旨の規定がある。現在會員は、海運會社及造船會社のみにして海運會社卅六社、造船會社十三社、計四十九社である。

(二) 役 員

會長……會長は理事會の推薦に依り遞信大臣の認可を得て就任する事になつてゐる。初代會長には村田省

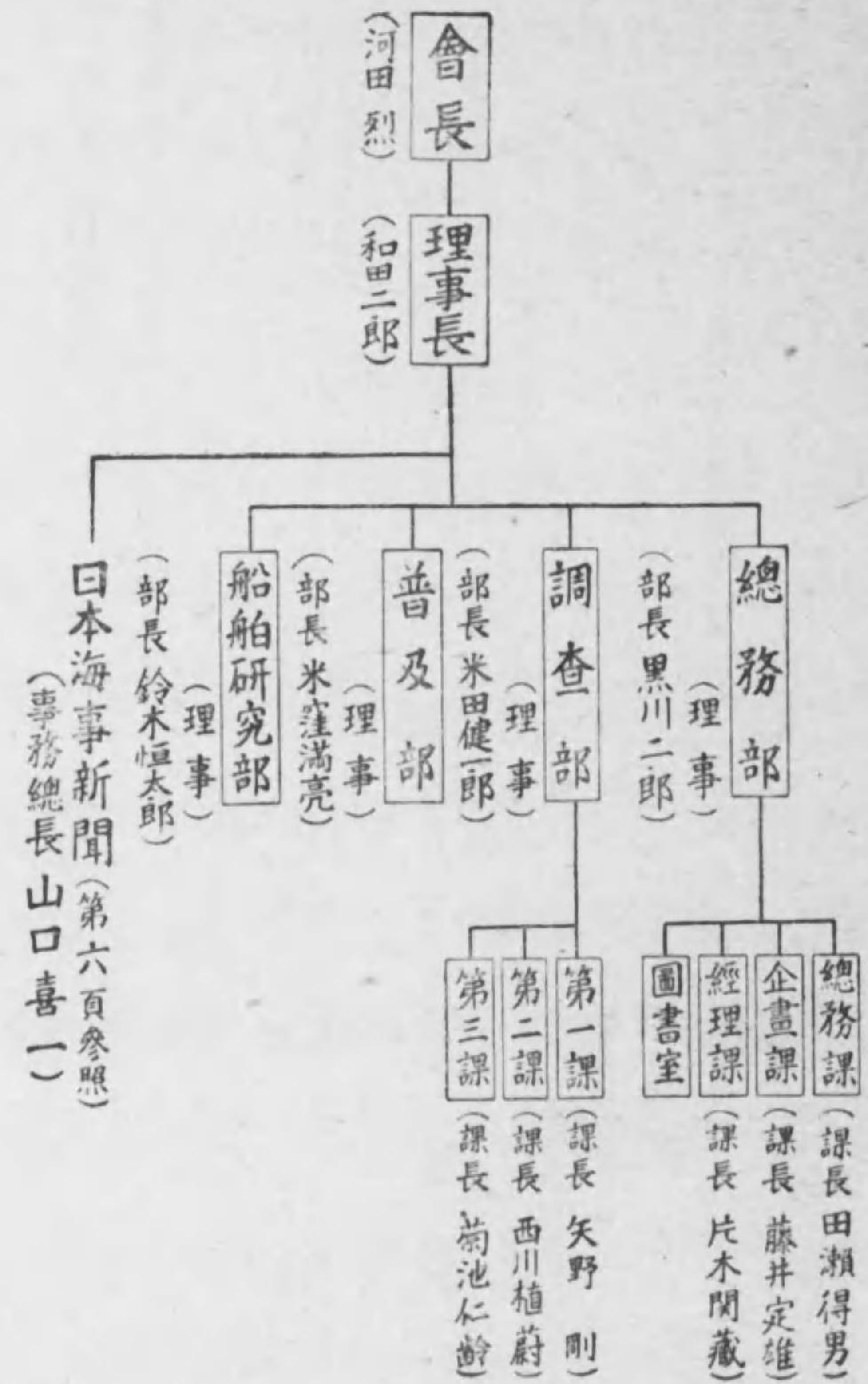
藏氏が之に當られたが、昭和十七年八月に代つて、元大藏大臣河田烈氏が新任し今日に至つて居る。

理事長……理事長は理事會の推薦に依り、會長が委嘱する事になつて居る。初代専務理事は戸田貞次郎氏が之に當られ村田會長を補佐して本會の基礎を作られたのであるが、河田會長の下には日本郵船常務取締役たりし和田二郎氏が理事長として就任され會長を補けて鋭意機構の整備と事業の擴充に奮闘せられてゐる。理事及び監事……理事及び監事は評議員中より選任せられ、現在理事二十四名、監事三名である。

評議員……會長の委嘱に依り、本會に對し貢獻せられたる諸氏を評議員とする。現在六十二名である。

(三) 執 務 機 構

本會の執務機構は現在左の通りである。



(四) 職制並に業務分掌規程

本會の職制並に業務分掌規程を示せば次の通りである。

第一章 職制

第一條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

- 部長
 - 課長
 - 主事
 - 書記
 - 書記補
 - 嘱託(常時出勤ノモノ)
- 前項ノ外必要ニ應ジテ顧問、部員、嘱託員、雇員及傭人ヲ置クコトヲ得
- 第二條 本會ニ左ノ部、課、室ヲ置ク
- 總務部
 - 總務課

- 倉庫課
- 庶務課
- 圖書室
- 調査部
- 調査第一課
- 調査第二課
- 調査第三課
- 普及部
- 船舶研究部

- 第三條 會長必要ト認メタルトキハ各地ニ支部又ハ駐在員ヲ置クコトヲ得
- 第四條 部ニ部長ヲ置キ課ニ課長ヲ置ク
- 第五條 總務部ノ分掌事項左ノ如シ
- 一、人事ニ關スル事項
- 二、理事會評議員會ニ關スル事項

六、其他ノ企業ニ關スル事項

- 一、豫算、決算及出納ニ關スル事項
- 二、物品ノ購入及保管ニ關スル事項
- 三、物品及不用品ノ処分ニ關スル事項
- 四、借地、借家及賃借ニ關スル事項
- 五、資産ノ管理及保管ニ關スル事項
- 六、支部ノ會計監査ニ關スル事項
- 七、會計帳簿ノ保管其他會計ニ關スル事項

第六條 調査部ノ分掌事項左ノ如シ

- 一、海運圖書、雜誌、文獻、新聞等ノ購入、整備、閲覧、其他圖書一般ニ關スル事項
- 二、船腹、海運一般、運賃備付料、船客、保險、海運團體、船主、航路、貿易、商
- 品、經濟、商業、財政金融、陸運等ニ關スル事項

- 三、商規程、請給與ニ關スル事項
- 四、會印、役員印等ノ製作並ニ保管ニ關スル事項
- 五、官公署ヘノ請願届及法規ニ關スル事項
- 六、借地借家契約ニ關スル事項
- 七、借地並ニ賃借ニ關スル事項
- 八、關係先ノ證明ニ關スル事項
- 九、文書ノ收受、發給、押書、印刷及謄寫ニ關スル事項
- 七、其他他部課ニ關セザル事項

- 一、營業ノ綜合的企畫ニ關スル事項
- 二、官廳、調査研究團體、海運團體、其他外部トノ一般的折衝連絡ニ關スル事項
- 三、本會主催ノ調査會、研究會等ノ企畫、運用、成果發表等ニ關スル一切ノ事項
- 四、會内各部課ノ綜合的連絡並ニ會議ニ關スル事項
- 五、事業案内、會務報告等ノ取扱い、翻譯、配布等ニ關スル事項

第二 課

海員、海技、港灣、運河、倉庫、貨物保一船等ニ關スル事項

第三 課

雜誌『海運』、海軍法令集、海軍年鑑等ノ編輯並ニ發行ニ關スル事項

第七 條 普及部ノ分掌事項左ノ如シ

一、海軍思想ノ普及及宣傳並ニ其補助獎勵ニ關スル事項

二、普及雜誌ノ編纂並ニ發行

三、海軍資料、參考品ノ展覽等本會事業ノ達成ニ必要ナル事項

第八 條 船舶研究部ノ分掌事項左ノ如シ

一、軍艦、諸官艦、海軍諸團體等ノ船舶技術ニ關スル諸問題其他重要事項ノ調査研究

二、船舶ノ基本設計、船舶ノ改善ニ關スル事項

三、船舶ノ機件品並ニ船舶ニ使用スル各種資料、補助材、代用材、燃料、製品等ノ調査研究

四、船舶ニ關スル各種發明、考案計畫等ニ對シ助成、普及

五、船舶ニ關スル内外關係ノ整理並ニ新事業ノ紹介

六、技術委員會ニ關スル事項

(附 錄)

一、財團法人日本海軍振興會寄附行爲

第一 章 總 則

第一 條 本會ハ財團法人日本海軍振興會ト稱ス

第二 條 本會ハ本邦海運及造船ノ振興ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三 條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、海軍ニ關スル調査及研究

二、船舶科學ノ研究ニ必要ナル設備ノ建設

三、海軍思想ノ普及

四、海軍ニ關スル事業又ハ研究ノ補助獎勵

五、海軍ニ關スル新聞ノ他刊行物ノ發行

六、其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事業

第四 條 本會ノ事務所ハ之ヲ東京都ニ置ク
本會ハ必要ナル地に支店ヲ設クコトヲ得

第五 條 本會ノ總務ヲ負責シ相當ノ資金ヲ寄附シタル者ハ之ヲ補助會員ト爲ス

第六 條 本寄附行爲ハ評議員會ノ決議ヲ經且通信大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第七 條 本寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ定ム

第二 章 資產 及 會計

第八 條 本會設立當初ニ於ケル實收ハ別紙財務目錄ニ表示セルモノトス

第九 條 本會ニ基金ヲ置ク

基金ノ設定、積立及管理ノ方法ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

基金ノ處分ハ評議員會ノ決議ヲ經且通信大臣ノ認可ヲ受クルニ非レバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十 條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

一、基金ヨリ生ズル收入

二、寄附金其ノ他本會ニ於テ取得スル收入

第十一 條 毎會計年度ノ終ニ於テ剩餘金アルトキハ之ヲ基金ニ關入シ又ハ之ヲ

翌年度ニ繰越ス

第十二 條 本會ノ決算ハ毎年度評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第十三 條 本會ノ決算ハ翌年度評議員會ノ決議ヲ受クルコトヲ要ス

第十四 條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第三 章 役員 及 職員

第十五 條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會 長 一 人

二 理 事 長 一 人

三 理 事 若干人

四 監 事 若干人

五 幹 事 若干人

第十六 條 理事及監事ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ選任ス

第十七 條 會長ハ理事會ノ推薦ニ依リ通信大臣ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス

會長ハ當然理事タルモノトス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理シ且理事會及評議員會ノ議長トナル

會長事故アルトキハ理事長之ヲ代理ス

第十八條 理事長ハ理事會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委嘱ス

理事長ハ當然理事タルモノトス

理事長ハ事務ヲ統轄シ業務ヲ處理ス

理事長事故アルトキハ會長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第二十條 役員ノ任期ハ三年トス但シ重任ヲ妨ケズ

役員補缺ノ爲就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十一條 役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者就任スル迄其ノ職務ヲ行フ

第二十二條 本會ニ關聯者十名ヲ選クコトヲ得顧問ハ會長之ヲ委嘱ス

第二十三條 本會ニ關聯者十名ヲ選キ會長之ヲ任免ス

第四章 會 則

第二十四條 理事會ハ會長隨時之ヲ招集シ重要事項ヲ審議ス

第二十五條 理事會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數アルトキハ

會長ノ決スル所ニ依ル

第二十六條 評議員會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス但シ會長必要アリト認メタルト

キハ隨時之ヲ招集スルコトヲ得評議員ノ三分ノ二以上ハ議事ヨリ會議ノ目的

タル事項ヲ示シテ請求アリタルトキハ會長ハ評議員會ヲ招集ス

第二十七條 評議員會ハ本會附行爲中特ニ定ムルモノノ外會長ニ於テ必要ト認メ

附議シタル事項ニ付審議スルモノトス

第二十八條 評議員會ニ出席スルコト能ハザル評議員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又

ハ他ノ出席評議員ニ表決權ヲ委任スル事ヲ得此ノ場合ニ於テハ出席者ト數檢ス

第二十九條 評議員會ノ議事ハ出席評議員數ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ト

ルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル審附行爲ノ變更及基金ノ處分ハ評議員三分ノ二

以上出席シ且其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五章 附 則

第三十條 本會設立當初ノ役員ハ設立章之ヲ定ム

第三十一條 本會設立年度ノ決算ハ理事會ノ協議ヲ經テ會長之ヲ定ム

第三十二條 本會設立當初ノ會計年度ハ設立ノ日ニ始マル

二、理事、監事氏名 (昭和十八年七月現在)

會長理事	河田 烈
理事長理事	和田 二 郎
理事	手島 榮

同	松 木 益 吉
同	安 田 丈 助
同	大 谷 登
同	寺 久 信
同	岡 田 永 太 郎
同	大 塚 俊 雄
同	山 下 龜 三 郎
同	牧 野 元
同	山 縣 勝 見
同	各 口 茂 雄
同	諸 谷 正 輔
同	斯 波 孝 四 郎
同	堀 古 彌 吉
同	堀 野 良 三
同	波 多 野 保 二

三、評議員氏名 (昭和十八年七月現在)

同	高 一 郎
同	清水 安 祐
同	黒 川 二 郎
同	米 田 健 一 郎
同	米 澤 滿 亮
同	山 口 喜 一
同	給 木 恒 太 郎
同	藤 村 龍 雄
同	田 中 卯 三 郎
同	六 角 三 郎
總 審 査 官	手 藤 榮
海 務 院 長	松 木 益 吉
海 務 院 次 長	安 田 丈 助
船舶運送會總裁	大 谷 登
船舶燃料會會長	斯 波 孝 四 郎

日本海運協會理事	渡多野保二
造船株式會社理事	海一
日本郵船株式會社	寺井久信
大阪商船株式會社	岡田永太郎
三井物產株式會社	大塚俊雄
山下汽船株式會社	山下太郎
國際汽船株式會社	牧野元
北日本汽船株式會社	野村治一
中村汽船株式會社	中村一
南洋海運株式會社	淺野平二
嶋谷汽船株式會社	嶋谷勇
武庫汽船株式會社	嘉納清兵衛
東海商船株式會社	阪海二三郎
東和汽船株式會社	菊地吉藏
羅洋汽船株式會社	船本辰二郎
松岡汽船株式會社	松岡吉

明治海運株式會社	谷口茂雄
大瀨汽船株式會社	近森清海
乾汽船株式會社	乾忠彦
株式會社同隆本店	岡崎忠雄
八洲汽船株式會社	八尾安二良
大光汽船株式會社	矢吹輔一郎
栗林商船株式會社	栗林友二
東亞海運株式會社	清水安治
川崎汽船株式會社	樽谷正輔
大連汽船株式會社	川村龍雄
展尾汽船株式會社	山縣勝見
東洋汽船株式會社	高橋勇
株式會社瀧根商店	瀧根岸太郎
澤山汽船株式會社	澤山昇吉
朝鮮汽船株式會社	櫻木幹雄
板谷商船株式會社	板谷宮吉

蝦野海運商船株式會社	花田卯繼
石原商船株式會社	石原新三郎
三菱商船株式會社	田中完三
甲南汽船株式會社	田中卯三郎
大同海運株式會社	田中正之輔
北海道商船株式會社	島田勝之助
株式會社浦原油船所	横尾龍
國船商船株式會社	富永能雄
株式會社東京石川島造船所	荒木彦朝
日立造船株式會社	六角三郎
川崎重工株式會社	樽谷正輔
亞細亞商船株式會社	吉井兵衛
三井物產株式會社	岡崎宗平
日本鋼管株式會社	淺野良三
浪速船渠株式會社	船谷八郎
向島船渠株式會社	我妻一

浦原商船株式會社	堀本信太
株式會社藤永田造船所	堀古
三菱重工株式會社	和田二郎
日本海運振興會理事	和田二郎
同 總務部長	黒川二郎
同 調査部長	米田健一郎
同 普及部長	米澤満亮
同 船舶研究部長	鈴木恒太郎
日本海運新聞事務局長	山口喜一

以上 六十二名

財團法人 日本海運振興會

東京都京橋區新川二丁目一番地五海運會館
電話 京橋(56) 三六六・三六六・三六六

日本海運新聞發行事務局
東京都芝區田村町五丁目六番地
電話 芝(43) 二一四・二一四・二一四

967
265

製本控

何第號

967	兩	265	號	年	月	日
書名	日本海軍振興會展覽			昭和18年7月		
著者	同令編					
受入	18	年	9	月	14	日
備考	宇世壽			/		
						冊

967
265

終